

外国人留学生文化施設等無料観覧制度の概要

1. 目的

福島県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関に留学する目的で来日した外国人留学生に対し、県内の文化施設等の設置者の御協力のもと、施設の使用料の免除を行うことにより、当該施設への外国人留学生の積極的な利用を促し、本県の歴史や文化等に対する理解を深めてもらい、留学生交流の推進を図ることを目的とする。

2. 無料観覧対象者

県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関に在籍する外国人留学生

3. 無料観覧協力施設及び範囲

県内の文化施設等で、当該施設の設置者が本制度による留学生の無料観覧を認めた施設及び範囲

4. 事業開始

平成8年10月1日

5. 実施内容

(1) 観覧証の発行及び利用方法

- ①留学生からの申請書及び学生証のコピーを各高等教育機関が取りまとめ、県国際課に送付。
- ②申請に基づき、県国際課が「外国人留学生文化施設等無料観覧証」を発行し、各高等教育機関を通じて各留学生に配布。
- ③留学生は、随時、学生証とともに「外国人留学生文化施設等無料観覧証」を文化施設等の受付で提示の上、当該施設を無料観覧する。
- ④留学生は、利用した文化施設等について X、Instagram、YouTube など SNS 等により国内外に情報発信を行い、県内の文化施設等の利用促進及び本県の風評払拭に協力するものとする。

※詳細は、別紙「外国人留学生文化施設等無料観覧制度のフロー」参照

(2) 協力施設の案内

留学生が利用しやすいように、協力施設の展示内容等を掲載した協力施設一覧を県国際課ホームページに掲載。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005e/ryugakuseiindex.html>

6. 事務担当

福島県生活環境部国際課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 TEL:024-521-7182・7183

FAX:024-521-7919

外国人留学生文化施設等無料観覧制度のフロー

